

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
5.2GHz帯及び6GHz帯無線LAN作業班
AFCシステム運用検討アドホックグループ（第4回）
議事概要(案)

日時:令和7年2月26日(水) 15:00～16:25

場所:Webによる開催

主 任 : 高田 潤一
構 成 員 : 安藤 憲治、井原 伸之、小林 佳和、成清 善一、平松 正顕、
古市 匠、森 祐治、吉田 英邦
事務局(総務省): 小倉室長、皆川課長補佐、岩佐主査、出口官

1 配布資料

議事次第

- Ad-hoc4-1: AFCシステム運用検討アドホックグループ(第3回)議事概要(案)
Ad-hoc4-2: 我が国へのAFCシステム導入に向けてのご提案及びAFCシステムの簡易デモンストレーション
Ad-hoc4-3: AFC運用に関する基本的な考え方(骨子案)
参考1: AFCシステム運用検討アドホックグループ構成員名簿

2 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

- ① AFCシステム運用検討アドホックグループ(第3回)議事概要(案)について
事務局から、資料「Ad-hoc4-1」に基づき説明が行われ、議事概要(案)のとおり承認された。

② 我が国へのAFCシステム導入に向けたご提案

古市構成員から、資料「Ad-hoc4-2」に基づき説明が行われた。質疑等は以下のとおり。

井原構成員 米国のパブリックトライアルの事例では、既存免許人による負担も大きいと感じたため、議論の余地があると考え。また、来年度の実機検証をする際は、ぜひ在京民放5社にはお声掛けいただきたい。

古市構成員 全ての既存免許人の参画は負担とは考えるため、ベストな方法を模索する必要があると考え。

高田主任 p.25のフロー図について、AFCシステムオペレーターが内部DBを更新後、次にAFCシステムがAPIに周波数割り当てをするタイミングまでディレイが生じるのをFCCでは許容しているのか。

古市構成員 その辺の詳細は、議論はされていない。1日1回アクセスを

するから問題ないとされているのか不明であるが、緊急時の場合においても議論はされていないと認識している。

高田主任
古市構成員

米国では被干渉側からのリクエストもでていないのか。
すべてを把握している訳ではないが、リクエストも特にないと思われる。

③ AFC運用に関する基本的な考え方(骨子案)について

事務局から、資料「Ad-hoc4-3」に基づき説明が行われた。質疑等は以下のとおり。

古市構成員

6.(1)AFCシステムオペレーターの主体について、「公的な機関を主体とすることが有効な方法」と記載してある一方、(3)ビジネスモデルの3ポツ目の「公益性を有する無線LAN関係企業・団体が主体的にAFCシステムの運用・管理を行うことは有効」と記載してあるが、民間企業か公益団体が担う話をクリアにしてほしい。

事務局

現行制度下においては、基本的にAFCオペレーターの主体は公益性を保持するのが公的な機関が有効ではないかと記載させていただいているが、一方で、将来的に米国のように民間企業も参画する上で公益性を担保するための制度構築が改めて必要と考えている。

ビジネスモデルについても公益性を保持する企業・団体という意味で記載している。

吉田構成員

(3)ビジネスモデルの2ポツ目のルール作りとは具体的にどういったものか？

事務局

明確なルールまではイメージできていないが、これまでのプレゼンでもご提案いただいたとおり無線LANユーザー側に高額な負担にならないようなルールは必要と考える。

吉田構成員

(4)AFCシステムの実運用の②の対象周波数の利用を制限し、調査を実施することについて、原因が白黒つかない内に利用を制限するのか？

事務局

あくまでも例示として日本で導入する上では、対象周波数の部分は、調査段階においても制限が必要な部分ではないかということで記載している。

④ その他

事務局から、今後のスケジュールについて説明が行われた。

3 閉会

以上